

第3回滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）議事録

日 時：平成22年8月24日(火) 12:59～15:03

会 場：コラボしが21 3階大会議室

出席者：(敬称略)

委員長 県土木交通部技監（河川政策担当）中谷恵剛

委 員 国土交通省琵琶湖河川事務所長 守安邦弘（代理 調査課長 松江庸介）

大津市技術統括監 伊藤康行

長浜市副市長 中嶋良立

草津市副市長 山岡晶子（代理 都市建設部長 浅見善廣）

守山市副市長 松村 茂

湖南市副市長 西田一夫（代理 産業建設部長 高田 薫）

高島市副市長 竹脇義成（代理 土木交通部次長 高島成弘）

竜王町副町長 青木 進

県防災危機管理局長 小椋正清（代理 主査 赤田憲俊）

県県民文化生活部県民生活課長 岡野孝子（代理 参事 横井幹彦）

県農政水産部農政課長 兼房見喜男（代理 参事 水野 潔）

県土木交通部河港課長 徳島英和

県土木交通部都市計画課長 辻井孝司（代理 主任技師 寺坂恒平）

県土木交通部住宅課長 丸尾 勉（代理 副主幹 辻 光浩）

県土木交通部建築課長 我孫子三男

事務局 県土木交通部流域治水政策室

議 事

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）設置要綱の改正について
- (2) これまでの流域治水検討委員会（行政部会）の経緯について
- (3) 滋賀県流域治水検討委員会（住民会議）および滋賀県流域治水検討委員会（学識者部会）からの提言について
- (4) (仮称) 地先の浸水マップについて
- (5) 今後の流域治水基本方針策定に向けたスケジュールについて
- (6) その他

3. 閉 会

1 開会

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）第3回委員会を開催いたします。開会にあたりまして、滋賀県知事 嘉田由紀子のご挨拶をさせていただきます。

【知 事】 改めまして、みなさんこんにちは。本当に暑い中ですが、今日は流域治水の検討委員会ということで進めていただきたいと思います。本当にお暑いところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

こここのところの各地での水害など見ておりますと、社会が複雑化し、また土地利用の進展などに伴いまして、水害の被害構造も多様化・複雑化しております。例えば今まで想定しなかったような、川が溢れたのではなく、JRのアンダーのところまで水がたまって、死亡事故に近いことが起きたり、あるいは下水道が溢れたり、用水路が溢れたりということで、今まで私たちが川の中だけでどうにか抑え込もうとした水害が、もう抑えきれないというのが、ここ5年、10年の動きだと思います。そういう被害構造を見ながら、滋賀県としては何としても人を守る、地域を守る水害

対策を進めたいということで、川の中だけではなく川の外、つまり私たちが住んでいる側から、住民の生活者の立場から安全性を担保するという形で流域治水基本方針をとりまとめようとしております。

このような思いは、多分各市町で担っていたいただいている皆さんと共通の問題意識だろうと思っております。

そのため、行政部会での議論は、この流域治水基本方針の柱だと私たちは思っております。

平成20年11月の第2回行政部会まで、皆さんからご意見をお伺いしておりまして、2年ほど期間が空いてしまいましたが、この間行政部会の皆さんからいただいた宿題をお受けする形で、住民会議また学識者部会を設置して、方向をまとめておりました。

本日の行政部会では、これまでの住民会議、学識者部会の議論をご紹介させていただきながら、皆さまとまず情報共有させていただきたいと思っております。

今後、議論を進めていただきまして、流域治水基本方針の策定に向けて動いていきたいわけですが、この基本方針に沿った内容を実効性あるものにするためには、何よりも人命最優先で、自分の命は自分で守るということを住民の皆さんに知っていただき、また備えていただく自助、それから隣近所あるいは地域で共に助け合う共助、そして市、町また県などが備えさせていただきたい公助、この3つを足した流域治水が大変重要だと思っております。

言葉としての流域治水は、次第に広がりつつあるんですが、この内容について確実に市民権を得て、そして皆さんと合意をいただきながら方針を詰めていくということ、是非ともお願いしたいと思っております。

今のところ彦根市さんの参加がないのは大変残念ですが、彦根市もたくさんの河川が流れておりますし、また農業用水路、雨水なども含めて流域治水の必要性については変わりませんので、今回の会議の情報も含めて皆さんと情報共有させていただきたいと思っております。

今日の会議、私もここで参加させていただきたいのですが、どうしても次の公務がありますので失礼いたしますが、繰り返しになりますけれど、この流域治水というのは市町の皆さんのご理解と、主体的な参画なしには動きませんので、そのあたりのこと、どうかよ

ろしく御議論いただきたいと思っております。

申し訳ございませんが、これで失礼いたします。本日どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 知事におかれましては、次の用務が迫っておるということで、失礼させていただきます。

それでは配布しております、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。皆さまのお手元に、既に配布させていただいている資料につきましては、今回、第3回滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）次第という1枚ものがございます。その次第の下の方に、四角囲みで配付資料ということで一覧にしております。資料の1から6まで、また参考資料の1から4まで、この次第を別にしまして、11種類の資料を用意させていただいております。もし、資料の不備がございましたら、挙手いただければ、事務局の方で対応させていただきます。なお、傍聴者の方々につきましては、もし不備がございましたら、後ろの方に資料がありますのでよろしくお願い致します。

なお、注意事項として、本日の議論の概要につきましては、後日私も流域治水政策室のホームページで公開させていただきたいと思っております。また、本日の会議では、傍聴者の方々につきましてもご意見いただく時間を最後の方で持たせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、ここからの進行につきまして、委員長であります滋賀県土木交通部中谷技監をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

【委員長】 皆さんこんにちは。委員の皆さま、お暑い中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。先ほどの知事のご挨拶の中にもございましたけれども、しばらくいろいろな調整がございまして、この行政部会を開いておりませんでした。いよいよ、後ほど説明がありますが、住民会議での議論の期間、あるいは学識者からの提言をいただいた期間等をふまえて、実際に行政に携わるものとして、いろいろな法制度がある中で、多様な災害の状況にどう対応していけばよいかということについて、議論を進めていきたいと思っております。そうした中で、目標として、滋賀県における基本方針をとりまとめ、また、いろいろな施策を講じていく際

に、必要であれば条例の制定も視野に入れながら進めていけばどうかということをございます。もちろん、こうしたことを含め、市町さんと議論を進めていく中で、包括するとか、あらゆるところに対応できるような方策を見いだしつつ、必要なツールを整備していけばどうかというように考えております。

また、川の外での対策についての議論をしていく訳でございますが、ハード整備、川の整備も当然必要なことですから、これまでと同様に着実に進めるつもりをしておりますし、また、出来上がったところの維持管理もございますので、そうした川の中の整備についてもしっかりとやっけていく、併せて、先ほど知事もご挨拶の中で申し上げましたように、災害の形態が非常に多様化している中でどう対応していけばいいかということも踏まえながら、議論をしていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

2 議事

【委員長】 それでは、さっそく進行をさせていただきますが、お手元の次第のとおり議事を予定しております。

まず、要綱について議事を進めたいと思っておりますので、事務局の方から説明を願います。

【事務局】 流域治水政策室の西島です。よろしく申し上げます。お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。設置要綱でございますが、まず、設置要綱につきましては、長浜市の合併に伴いまして、湖北町と高月町に替わりまして長浜市さんに参画していただきたいということで、改正した要綱を示させていただきます。この要綱に基づきまして、本日長浜市の中嶋副市長さんに参加をいただいております。この件につきましては、既に本日参加いただいております市町の委員の皆さまにご了解をいただいておりますので、8月10日付けで改正させていただいたことを報告させていただきます。

それと、本日この他に1つ提案をさせていただきますと思っております。それに対するご審議をお願いしたいのですけれども、資料2の4ページを見ていただけますでしょうか。中ほどに彦根市の脱退表明という記載がございますが、この件につきまして、8月12日に、彦根市の獅山市長とお会いする機会がありました。そこで行政部会に何とか参加していた

だけないかということで、中谷委員長からお願いをさせていただきましたところ、芹谷ダムの関係から参加しないということで固辞されましたので、当部会から彦根市の脱退を了解していただけないかというご提案をさせていただきます。よろしく申し上げます。

【委員長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、まず最初の方につきましては、市町さんの合併によりまして、以前は湖北町さんと高月町さんに加わっていただいておりますが、個別にお話しさせていただき、ご了解をいただきましたので、その2つの町に替わって、長浜市さんに参画いただくということで、持ち廻りで了解いただきましたので、そのように要綱を改正させていただきました。

その後、今も事務局から説明がありましたが、8月12日に獅山市長さんにお会いいたしまして、流域治水の趣旨等を踏まえ、是非議論に参画いただきたいとお願い申し上げたのですが、お考えがあり、文書でもって意思表示をしたのにまだ要綱上残っているというのは困るとのお話がありましたので、本日お配りしている長浜市さんに加わっていただいたこの要綱について、彦根市さんの意向を尊重したような形で要綱を改正し、今後進めさせていただきますと思っております。

ただし、こうした会議の情報については彦根市さんにもお届けしますし、行政部会にはワーキングを設置しておりますので、その際には全部の市町さんのご参加をお願いしているということでございますので、最近2回ほどは彦根市さんはワーキングに参加いただいておりますけれども、情報についてはしっかりとお伝えし、また引き続き参画をお願いしていきたいと考えております。しかし、先程来申しましたように、市長さんのご意向もございますので、ご意向を尊重し、要綱を変えさせていただきますということで、本日お配りしております要綱の3条の関係ですが、別表の次に掲げる団体の長が指名する者というところで、彦根市をこの別表から除いた形の要綱に、本日決めさせていただければと思います。事務局の提案に加えて、私の方から、彦根市さんとお話をした経過も踏まえて、ご説明をさせていただきます。

事務局の方から、当初市町さんを選ばせてもらった経過を説明してもらえますか。

【事務局】 当初の選び方としては、3点ぐ

らの項目を考えていました。まず、各土木事務所管内で代表されるような市町さん、それから、ソフト対策を含めた流域治水対策を積極的にやってこられた市町さん、それから、付近に大きな川があって水害の想定被害が大きいと思われるような市町さん、こういったところを代表として選ばせていただいております。従いまして、湖東土木の中で彦根市さんを選ばせていただいたという経緯がございます。

【委員長】 当初スタートしました際には、そういう観点で参画をお願いしてきたところですが、とは言いましても、市長さんのご意向を超えてお願いしたいということはあるんですけど、市長さんご自身の口からも、文書も出し意思表示もしたのに要綱に残っているのはどうかという話がありましたので、本日提案させていただきますのは、構成市町さんから一旦彦根市さんのご意向を踏まえたものにさせていただいてはどうかと思っております。

この委員会で設置要綱を設けておりますけれども、票決をとおしてなどの細かい規定はもっておりませんし、委員会の趣旨から考えてぎりぎりとしたものでもないと思いますので、本日のところは先ほどから申しておりますようなご意向を踏まえた上での形とさせていただきたいと考えておりますが。

この件について、委員の皆さまから何かご指摘、ご意見等ございましたら、お願いしたいのですが。いかがでしょうか。

【大津市】 大津市技術統括監の伊藤でございます。彦根市さんが脱退されたお話については、第2回の行政部会の直後ということでございまして、そのことに関して、大津市といくつかの市町さんで、共同意見書という形で出させていただいて、彦根市さんについてこういう事態になったことについては、いろいろ問題があったのではないかとということで、いろいろ意見を述べさせていただいて、なるべく復帰をしていただけるように働きかけていただきたいという意見を出させていただいているところでございます。この件につきまして、大津市の立場としては、同じようにダムの問題でいろいろ懸案を抱える彦根市さんが脱退された状況で、意見をいただけないということは非常に残念なことですし、先ほどの知事さんのご挨拶の中でも、河川も多く重

要な地域でもある彦根市さんに参加いただけないということは非常に残念であると、おっしゃっていた中で、ここの部会としては彦根市さんをメンバーでなくしてしまうということについては、非常に遺憾な話だと思っております。

ただ、市長さんに会っていただいて、それでは困るというお話がある中で、一定やむを得ないのかなということも理解できるのですが、ただ、大津市としましては、この場合は彦根市長さんのご意向を踏まえた形になったとしても、先ほど委員長もおっしゃられたように、情報提供していくということと、さらには復帰していただけるような取組も是非続けていただいて、なるべくもとの状況になるよう、事務局の方にご努力いただきたいと、お願いしたいと思います。

【委員長】 ただ今大津市さんからご意見いただきましたが、他にはいかがでしょうか。

そうしましたら、今もご意見いただきました、市長さんのご意向も踏まえながら、それを尊重する形で、本日のところはそのように要綱を変えさせていただきます。ただし、大津市さんの方からご指摘がありましたように、これからも引き続き努力はさせていただきますので、ご理解いただけますでしょうか。

それでは、要綱の件については、事務局も含め、これから引き続きそうした努力は続けさせていただくということを含めさせていただいて、改正させていただくことにいたします。

それでは議事の2点目に入りますので、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、議事の2点目でございます。これまでの流域治水検討委員会（行政部会）の経緯につきまして、説明させていただきます。流域治水政策室の小根田でございます。お願いいたします。

資料2をお願いいたします。流域治水基本方針策定に向けた検討経過ということで、滋賀県流域治水基本方針につきましては、知事のご挨拶にもありましたように、水害から命を守り壊滅的な被害を防ぐためには、自助・共助・公助を組み合わせ、地域の実情にあった総合的な対策を流域全体で取り組むことが必要であります。基本的な治水対策の考え方、また、県や市町、住民等の役割分担などを基本方針として取りまとめ、水害に強い地域づ

くりを進めていきたいと考えております。

滋賀の流域治水の目的でございますが、どのような洪水にあっても、人命が失われることを避けることを最優先としております。川の中の対策、河川改修ですとかハード整備だけでなく、川の外の対策である、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」、こういった対策を総合的に実施していくということでございます。

次のページですが、検討経過についてということでございます。琵琶湖流域治水推進部会は、琵琶湖水政対策本部の一部会として平成18年10月に設置しています。これは県の37の機関で構成しているものです。その推進部会の中で検討いたしましたところ、当然のことですが、市町理解が必要であるということで、その意見を受けまして、平成19年8月に流域治水検討委員会（行政部会）が設置されています。この行政部会の中では、地域住民の理解、また学識者の意見についても聞いておく必要があるというご意見をいただきました。このため、平成19年度末には住民会議、これについては広く県民から公募を受け、10名の委員の選定をさせていただき、検討を進めていただいたところです。住民会議については、平成20年12月13日に「水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言」という提言書をいただいているところです。また、学識者部会ということで、6名の学識者から構成されます部会を、平成20年度末に設置いたしまして、現地調査を含め11回の検討の場をもっていただきました。こちらは、今年の5月24日に提言書をいただいたところです。これら住民の意見、あるいは学識者の意見、2つの提言内容を受けまして、この行政部会で基本方針の検討を行っていきたいと考えております。

3ページでございますが、この行政部会については、先ほどもお話がございましたが、構成委員といたしましては、当初9つの市町、琵琶湖河川事務所、県庁内の関係機関で構成されておりました。第1回の委員会、ワーキング合同会議が平成19年8月に開かれております。その時には流域治水の現状あるいは課題、流域治水の考え方や施策の方向性について説明させていただいたところです。また、今後の検討の方向性についても御議論いただきました。その中で、住民参加プロセスの検討ということで、住民会議が設立されたということです。

第2回のワーキングですが、平成19年9月に開催しております。流域治水に関する意見交換を行いました。主な意見として、市町担当者も水害経験がなく、いざという時に非常に不安である、避難勧告の発令判断に困るといった切実なご意見が出ております。また、その下に書かれておりますが、住民の行政依存がどんどん進んでいって、自助や共助という意識を高める取組が重要との意見をいただいております。

3回目のワーキングでございます。平成20年2月に開催しております。流域治水の検討経過を説明し、ご意見をいただいております。第4回目のワーキングについては、平成20年9月ですが、部会における議論の方向性と検討状況についてということで、会議をもたせていただきました。

続いて4ページです。第2回の委員会とワーキングの合同会議を平成20年11月27日に開催しております。その場では、流域治水基本方針の案を説明させていただき、基本方針についていろいろなご意見をいただいたところです。いろいろなご意見をいただく中で、基本方針の案を修正して徐々にビルドアップしていこうということです。

先ほどご議論いただきましたが、その翌日である平成20年11月28日に彦根市さんの行政部会からの脱退表明がなされました。また、12月15日には、大津市さんの方からお話がありましたように、行政部会の5つの市町の委員さんから共同意見書をいただいております。1番目として、流域治水の実現に向け、県自らが主導的な役割を担い、県、市町、住民の相互理解と共通認識の醸成を実現すること、2番目として、県、市町、住民のそれぞれの責務を明確に位置付け、「川の中の治水対策」を着実に実施すること、3番目として、土地利用規制等の法令運用に関わる課題など、個別に具体的な指針を策定すること、4番目として、行政部会の継続開催、5番目には行政部会の活性化ということで、共同意見をいただいております。それぞれのご意見については、12月17日に委員さんに回答をさせていただいております。その中で3番目の、土地利用規制等の法令運用に関わる問題については、専門的知識を持っておられる学識者の意見を聞いて、部会の中で調整したいと回答させていただいております。

第6回目のワーキングで、平成21年3月24日ですが、基本方針の案に対する意見・修

正案をいただいておりますので、その修正案について説明をいたしました。また、その修正案に対して再度意見をいただいたところです。

第7回目のワーキングということで、本年6月30日に開催させていただいて、経緯説明や、住民会議と学識者部会の2つの部会からの提言を説明させていただきました。そして、本日第3回目の委員会を開催させていただいたところです。

なお、お手元の参考資料1と参考資料2についてでございますが、参考資料1については、今の経過説明の中でも挙がっておりましたが、平成21年3月24日の第6回ワーキングでご意見をいただいた内容を反映したものです。どのように、どの部分を反映したのかというのが参考資料2です。細かくて見にくいのですが、三段書きになっております。2ページを見ていただくとよく分かると思いますが、左の欄は第6回目のワーキングでお示した基本方針の修正案です。その修正案に対して、真ん中の欄に各委員さんからご意見をいただき、そのご意見に対して、右の欄で意見に対する対応を整理させていただいております。具体的に一つの例をお話ししますと、2ページの一番上ですが、左欄に『第1章 河川政策に関する現状とこれまでの経過』という言葉があり、これに対して『順番として「経過」が先で「現状」が後ではないか。』という意見をいただきまして、それに対して、『ご指摘を踏まえ、「河川政策に関するこれまでの経過と現状」に修正』するということで整理しております。これについては、参考資料1の2ページ目の一番上に、『第1章 河川政策に関するこれまでの経過と現状』として、この時のご意見を踏まえ修正し、修正した部分をアンダーラインを引いてお示しております。

この参考資料1につきましても、6月30日のワーキングでもお示したものと一緒です。今後、学識者部会の提言内容をこの修正案に反映し、また行政部会の中で議論を進めていただきたいと思いますと考えております。簡単ですが、経過については以上です。

【委員長】 ありがとうございます。部分的に基本方針の中身について、修正のご指摘等々あって、どこをどうしたという説明もあったんですが、流域治水基本方針がどういうものかイメージを持っていただくために、事務局の方から参考資料1をもって、簡単に紹

介していただけますか。冒頭のご挨拶で申し上げましたように、目指すところは、まずは行政部会の議論を進めて、いろんなことに対応できるように、方針をまず取りまとめようとしているところですので、そもそも「流域治水基本方針とは」というところも含めて、簡単に紹介してください。

【事務局】 知事のご挨拶にもありましたように、滋賀県の流域治水については、どのような洪水においても命を守り、壊滅的な被害を防ぐということで、河川整備などの「川の中の対策」だけでなく、「川の外の対策」も加えた流域一体で総合的な減災対策を進めていく必要が、近年のゲリラ豪雨等々の状況も踏まえて、急務であると考えております。流域治水の基本的な考え方、あるいは県、市町、住民さんそれぞれの役割分担について、県の流域治水基本方針として取りまとめ、基本方針に基づき、県の流域治水対策の取組を推進していきたい。そういった意味では、基本方針がその取組のバイブルという形でつくり上げていきたいと考えております。

また、流域治水の考え方等々については、全国知事会の社会資本整備の検討会についても、「甚大な水害が発生すると生命・財産が失われ、生産体制に多大な社会的コストが必要となる、そういった中で、流域治水における水害に強い地域づくりに必要な対策を、地域の実情に応じて、ソフト・ハードのベストミックスによって実現可能とするべきである」と提言されているところでもあり、滋賀県として、全国のモデル的な取組となるよう強力に進めていきたいと考えております。

【委員長】 参考資料1をお渡ししておりますが十数ページですので、どういうことが書いてあるかということ、ページの順番に紹介して下さい。

【事務局】 まず、1ページですが、はじめにということで、基本方針の位置付け、滋賀県基本構想に掲げております、未来を拓く共生社会へという理念の中で、安全な県土づくりを進めていくということでございますが、今、滋賀県におきましては、この基本構想の見直しも現在進行中であり、時点修正等もさせていただきたいと考えております。また、水害等々の発生状況が、近年、非常に大きな外力で発生しておりまして、大きな被害が、

近隣の県で発生しているところです。そういったものが、滋賀県でもいつ起こるかわからないという状況でありますので、それに対して、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」という、ソフト・ハードを併せた対策が必要です、ということを掲げております。

第一章では、河川政策に関するこれまでの経過と現状ということです。こちらについては、地勢の特徴について、また、2番目にこれまでの河川政策についてということで、滋賀県をとりまく今までの河川政策について記載をしています。河川法の改正等々について、整備の経過を整理しております。近年の状況ということで、ここでも、新潟・福島豪雨ですとか、滋賀から岐阜県における被害の状況、また、政府間パネルの第4次評価等々、集中豪雨の激甚化、台風の大型化ということに記載しております。3番目でありまして、これまでの地域防災についてということで、昔からの川ざらいなど、地域の方たちが取り組んできた、川といっしょに生活してきた、人と人とのつながりの中での地域防災、さらに生活、ライフスタイルの変化に伴う地域防災の低下等ということについて表記しております。

第二章では、治水政策の課題ということで、気候変動による外力の増加、また、2番目には、行政対応の現状、3番目には、水害に備える県民の意識の低下、4番目には、平成19年度に実施いたしました、地域防災力アンケートの結果を踏まえまして、地域防災力の低下について示しております。

第三章としまして、これからの治水対策の基本的方向ということですので、河川政策のあり方ということで、人の力と協働の力を活かす河川政策、自然の力を活かす河川政策、また、地と知の力を活かす河川政策という3つの力を活かす政策を進めるということですので、治水対策の基本的方向といたしまして、行政主導型の治水から住民と行政との協働型治水への転換へと進めていきたいと思います、また、川の整備を中心とした対策から川の外を含めた流域一体での対策への転換を進めていきたいと思います、行政依存型危機管理から地域主体型危機管理への転換を進めていきたいと思いますという基本的方向を示しております。治水対策の目標に対しましては、どのような洪水にあっても人命を守ることを最優先とし、地域で暮らし活動するすべての者が協働で対策を進めていく、という目標を掲げております。治水対策の進め方ということでは、住民や事業者の基本的

な役割でありますとか、防災関係機関の責務・役割、市町の責務と役割とか、9ページでは、県の責務や役割といった役割分担を明確にさせてもらっています。

第四章としまして、具体の対策について表記しております。氾濫を出来るだけ起こさない防災対策ということで、洪水を安全にながす対策ということでございます。適切な河川の維持管理、治水安全度の向上、効率的、効果的な河川整備であるとか、中長期の整備計画に基づく川の中の政策につきまして、表記しております。3)については、破堤を極力回避するための堤防強化、そして(2)で、流域で川に入るまでの雨水をためる保水機能であるとか、貯留機能であるとか、「ためる」対策について表記しております。

2.としまして、氾濫した場合におきましても、人命を守り、被害をできるだけ少なくする減災対策ということで、氾濫を一定の地域にとどめるという対策について表記しております。1)では、二線堤などの既存施設の機能維持、また、2)では、道路などの連続盛土構造物を有効利用して氾濫した水をとどめていく、また、応急復旧のための体制強化、ということを書いております。

(2)水害にそなえる対策ということでございます。浸水リスク情報等の公開ということで、主要な河川の氾濫だけでなく、内水や中小河川も含めました、地域全体としての浸水リスク情報を、本日も廊下側のテーブルの方に、シミュレーションの結果を浸水マップとして置いております。地先の安全度を浸水マップとして、情報を公表させていただき、県民と水害リスクについて情報共有を進めていきたいと考えております。超過洪水を考慮した対策の実施ということで、河川施設の外力、施設の能力を超えた場合における対策についても考えていくことが必要です。また、3)では、安全な土地利用や住まい方の誘導ということで、浸水深が大きい地域については開発を抑制していく、あるいは、流体力により家が流される等々については、耐水化建築等、命が失われないような住まい方の誘導を進めていくことが必要であると考えております。4)水害に関する危機管理（避難誘導）の迅速化、確実化ということですので。その中では、災害時要援護者対策の推進、あるいは、避難勧告基準の明確化、そして情報連絡体制の充実等々、避難方法、避難所、ハザードマップの有効活用について記載しております。

(3)地域防災力の強化ということでは、個人だけの対応ではなく、地域が一丸となって水防活動や避難行動を行うことで効果が発揮される、そういった地域づくりが重要であるということで、地域づくりを進めていくことが大事かと思っております。各土木事務所の圏域で、水害に強い地域づくりを進めていきまして、水害に対して強い地域、また強い県を目指して、流域治水を進めていきたいと考えております。この細かな分類というか項目ですが、過去の水害に対応されてこられた昔の智恵、その地域独特の智恵や対応を、書式化することも重要です。また、そういったものをデータ化して、伝承していくといった取組も、現在行っているところです。人を育てていく、組織をつくっていく、仲間をつくっていく、この辺りについては、住民会議の提言書のご意見を反映させていただいております。

第五章でございます。実効性を確保するために、水害に強い地域づくり計画の策定を進めていくということを書いております。また、その3番目でありますが、水害に強い地域づくりを進めていくにあたりましては、水害、土砂災害に強い地域づくり協議会を、県下の各圏域で設立いたしまして、その協議会をプラットフォームとして、水害に強い地域づくり計画をすすめていこうと考えているところでございます。4番目ですが、段階的实施ということで、川の中の整備、あるいは、維持管理、堤防強化、そういった河川管理者としての整備を着実に実施していく、また、それと平行して、川の外の対策につきましても、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」といった対策を計画的に実施していくことが、必要です。水害リスク情報の公表と周知、避難基準の設定など避難体制の整備、土地利用や建物の規制誘導などについて、実施工定表、ロードマップとして着実に、段階的に実施していきたいと考えているところです。

【委員長】 ありがとうございます。今、基本方針の紹介をしていただきました。見ていただければわかると思いますが、この基本方針に大きく関係しております、住民会議からの提言、そして学識者部会からの提言について、事務局から報告をしてもらって、その後ご意見等をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、事務局お願いします。

【事務局】 流域治水政策室の中西と申します。私の方からは、資料3、青色の冊子で、住民会議からの提案についてご説明させていただきます。こちら、水害から命を守る地域づくり滋賀県民宣言、と書いてある冊子です。

こちらは、平成20年12月13日にいただいた提言になります。1ページのところに委員紹介ということで、この住民会議の位置付けについてご説明させていただいております。先ほど説明しましたように、流域治水基本方針に県民の意見を広く反映するために、県民が主体となって議論を行う場として、この住民会議が設置されております。住民会議のメンバーについては、一般公募により選定させていただいております。県内のさまざまな地域、いろいろな年代の10名の方にお集まりいただきまして、京都大学防災研究所の多々納教授に、アドバイザーとしてご参加いただきました。

2ページのところに、住民会議の流れについてご説明させていただいております。平成20年3月から12月まで、全8回議論を行っていただきました。内容につきましては、流域治水対策を推進するための自助・共助においての県民の役割と県民が公助に期待する事柄について、それから、流域治水の県民への普及と協働で取り組む方策について、議論を重ねていただきまして、提言としてまとめいただきました。

提言の内容は、3ページで、樹形図にしてまとめていただいております。水害から命を守る地域づくりということで、水害は必ず起こるという覚悟をもって、安全な避難ができる地域づくり、それから、防災組織が元気な地域づくり、さらに、先人の知恵と新しい情報を共有できる地域づくりを目指そうということで、4つの根っこに分けて提言をまとめていただいております。

一つ目は、知恵を広める、皆で伝え合うわかりやすい情報ということで、水害は必ず起こるとの覚悟をもって普段からの備えや水防活動・避難行動ができるように、全ての人々が、地球の水害に関するさまざまな情報を確実に共有する、ということを目指す姿としまして、大きく三点提言していただいております。一つ目が、地域は、水害の備えに役立つ地域の情報や知恵、水害体験者の経験だとか、地域の水害履歴、自主避難のルールなどを一人でも多くの住民が共有できるように工夫すること。二点目が、行政は、水害への備えに

役立つ情報を地域や個人に向けて積極的に公表する。また、公表した情報を一人でも多くの住民が活用できるように工夫する、ということ。三点目に、行政は、水防活動や避難に関する情報を、住民が実感を持ち切迫感を感じられるように、分かりやすく伝達する工夫をします。加えて、地域は、自らの判断で避難できるよう独自の工夫をします。

二つ目の根っこについては、人をつくる、誰もが役割を果たすということで、地域を構成する全ての人々が自ら備え、自ら判断し、自ら行動する。地域には、熱く燃える自主防災活動のリーダーと担い手がおり、お互いに助け合うということを目指す姿としております。こちらは三点、水害は必ず起きるという実感を持ち、普段から水害に備える人をつくるということ、地域での防災活動の担い手を増やすということ、さらに、水害への心構えを持ち、地域を愛する熱いリーダーを持つということです。

三つ目の根っこですが、こちらは組織をつくる、地域は地域で守るということで、信頼関係で結ばれたご近所、自主防災を担う活発な組織、自主防災のルールを持ち、地域がどのような水害にあっても、自分たちで地域を守れるような取り組みを進めるということを目指す姿としております。災害時に助け合える、信頼関係で結ばれたご近所関係をつくるということ、自主防災を担う活発で持続的な組織を持つということ、それから、自分たちの地域を自分たちで守るための、水防活動、避難、助け合いのルールを持つということ、さらには、地域での災害への備えを整えるということです。

それから、最後の根っことして、仲間をつくるということで、社会と連携するということ。目指す姿として、社会と連携し、地域だけで守り切れない災害から地域を守る、ということで二点、地域外や異なる目的を持つ団体と協力体制をつくるということ。それから、同じ目的を持つ団体とのネットワークをつくるという内容の提言をいただいております。

下の方には、公助に求める事柄ということで三点頂いております。一つ目が、川の安全度を高める話だけにとどまらず、流域全体の視点からあらゆる対策を講じて、私たちの住む地域の安全度を高めること。その時、河川改修のレベルを超える洪水が起こった場合にも人命が失われるほどの大きな被害が生じな

いような河川管理・氾濫原管理を行うこと。二点目として、命の危険が迫ったときに、住民と水防活動団体が危機対応を効果的に行えるように事前の準備を充実すること。それから、三点目、治水の進め方を決める場合には住民とともに議論をするなど、住民と行政が一体となって、安全な地域づくりが進められるような体制を整えることということを公助に求める事柄として、提言が書かれております。

5ページ以降は、この提言の詳細な内容が書いてあります。6ページには目標とする地域づくり、それから、8ページ以降は、今ご説明しました4つの根っこの詳細な内容、それから、11ページから公助に期待することの詳細な内容がまとめられています。この提言書の内容は以上です。

【事務局】 流域治水政策室の西山と申します。私の方からは、学識者部会からの提言の内容についてご説明させていただきます。使用する資料としましては、資料4、白い冊子になっております、水害に強い地域づくりのための流域治水の重点施策の推進方策についてというタイトルの提言書を、見ていただきたいと思っております。

学識者部会につきましては、平成21年7月に水害リスクの評価方法、水害リスクを考慮したまちづくりの実現方策等について、学識的な見地から検討していただくために、設置させていただきました。22ページをご覧いただきたいのですが、学識者部会の委員につきましては、六名の委員から構成されておまして、京都大学防災研究所の多々納教授を委員長としまして、水理学の専門家ですとか、法律の専門家の方々などを含めて構成しております。また、23ページには、審議の経緯ということで、二回の学識者部会、それと七回の検討会、現地等調査も含めて、平成22年5月24日に提言をいただいたところです。

提言の内容についてご説明させていただきます。資料の3ページをお願いいたします。流域治水対策の推進につきまして、まず、これまでのわが国の治水水準というのは、3ページの図2に示されるように、河川や水路の治水安全度、いわゆる治水施設の設計外力を用いて評価されてきたところです。しかしながら、こういった評価では、実際に県民の方がお住まいになっている土地の水害リスクがわかりにくいということもありまして、実際

にお住まいの土地、ある地点の安全度で評価することが妥当であるとされています。こういった考え方を基本的な考え方として、2ページに、重点施策1から5ということで、主に5点について提言をいただいております。

まず、重点施策1の地先の安全度の評価についてです。こちらにつきましては、資料の6ページになります。県民の方々のお住まいの土地の水害リスクの評価としては、まず、外力の規模としては、被害の生じない小規模なものから、治水施設の整備水準を超えるような大規模なものまで、幅広く外力を想定すると。また、被害の種別としましては、7ページにありますように、人的被害および甚大な資産被害の要因となる家屋被害に着目し、家屋流出、家屋水没、床上浸水、床下浸水の4種類に被害を分類することが妥当であるということです。このような考え方をもとにして、近畿地方整備局が測定をされました滋賀県下の航空レーザー測定の地盤データに、河川や水路等のデータを加え、そこに、県下一律に雨を降らせることによって、どういった浸水の状況がみられるのかということ解析しております。その解析結果が、10ページから11ページの図となっております。

この解析の結果の表現方法としては、10ページの図-5にありますように、2年に1回から200年に1回までの発生確立で、こういった種類の被害があるかということ表現したものとなっております。図-5の表の見方になるのですが、例えば だと、200年に1度程度、家屋流出が発生するという見方ができます。このことによって、自分の住んでいる土地が、どの程度の頻度でどの程度の被害が想定されるのかがわかる、という表現になっております。このような地先の安全度という考え方をもとにして、今後施策を考えていってはどうかとされています。

次に、重点施策2の地先の安全度に関する情報の開示・共有ということで、12ページになります。氾濫解析によって算出された地先の安全度により、お住まいの土地がどれぐらいの水害リスクがあるのかが分かるようになったことから、広く開示することで、県民の皆さんや行政で情報の共有化を図り、自助・共助・公助が一体となって取り組んでいってはどうかということを提言いただいております。

また、重点施策3ということで13ページにありますように、水害リスクに考慮した土地

利用・建築に関する法制度の活用ということです。水害リスクの高い土地について、無秩序に市街化が進むことによって、県民の方々が認識されないままにリスクに曝されるケースが想定されることから、土地利用規制であるとか建築規制をしてはどうかということです。規制の手法として、14ページの図-10にあるように、Aゾーンのような人的被害を回避するためには建築規制を行い、またBゾーンのような生活再建が困難となる深刻な資産被害を回避するためには土地利用規制をしてはどうかという内容です。具体的には、15ページに書かれておりますが、人的被害を回避するための建築規制には、地先の安全度に基づいて建築基準法第39条に基づく災害危険区域制度を活用して規制を行うというものです。また、Bゾーンのような生活再建が困難となる深刻な資産被害が、10年に1度程度以上の確率で頻繁に発生するおそれがある区域については、都市計画法に基づく市街化区域の新規編入を禁止し、開発許可制度を連動させることで、開発を抑制していくことが適当であるということです。

重点施策4として、17ページにあるように、水害に強い地域づくり協議会の設置、水害に強い地域づくり計画の策定・実施ということです。流域治水政策を進めるにあたって、地域住民の方々、市町、県、国、関係機関等が協働して取り組んでいく必要があることから、情報の共有化を図るために、水害に強い地域づくり協議会を構成してはどうかということです。また、18ページにあるように、協議会の場で、地域の特性に応じて、被害を着実に回避・軽減するための水害に強い地域づくり計画を策定してはどうかという内容です。こういった計画の中では、地域住民の方々、行政、関係機関が、地域の概要やその地域における今後の開発計画等、また、地域づくりの体制や実施方策などをまとめることで、推進していくことができるとなっております。

最後に、重点施策5ということで、19ページにあるように、地先の安全度を活用した氾濫原減災対策等の効果検証ということです。先ほど地先の安全度を活用するとお話しさせていただきましたが、施設設計や事業採択にも活用して水害に強い地域づくりを進めていく、また、連続盛土等水害リスクへの影響が見られるようなものについても調査してはどうかということです。

【委員長】 ありがとうございます。続けて説明があったところですが、流域治水基本方針の中に、あるいは提言で出た事柄等々に関しまして、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

川の中の対策を書いておりますけれど、その他の対策についても、いろいろな観点から記載をしているところです。水害対策にもいろいろな形態があるということもありましたし、そうしたことに対応していくためには、きめ細かな、地域にあった対応が必要かなと考えているところですが、今日ご出席いただいております市町さん、あるいはそういったところの河川の実態とあわせて、ご意見がありましたらどうぞ。

説明ばかりで申し訳ないのですが、最後の方にもご意見を伺うということにしまして、続けて、後ろにも図面を広げておりますけれども、地先の浸水マップについてということで、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、説明させていただきます。流域治水政策室の瀧と申します。よろしく申し上げます。お手元の資料では、資料5です。資料5は地図としては小さいので、大きくしたものを廊下側に並べていますので、ご覧下さい。また各市町の窓口の方にもデータをお渡ししております。

中身について説明します。順番が前後するのですが、最初に4ページ目を開いていただけますでしょうか。このマップは10年に一回の雨が滋賀県全土に同時に降った状況を考慮しています。そういうことはあり得ませんが、同じ定規で全体の安全度を比較する意図で、同じ雨が一樣に降った場合の浸水を想定しています。ここでは河川だけではなくて、農業用排水路あるいは雨水渠が溢れた内水も同時に考慮しています。今まで県が出している浸水想定区域図、ハザードマップの基になるデータとは異なるものです。

左右に一枚ずつ図があります。左側が現況です。平成18年のレーザー航空測量で測定した河道のデータ、あるいは各市町の担当者さん、あるいは農政部局からいただいた各水路の流下能力を評価したものです。さらに、県が公表した中長期整備実施河川に基づく整備完了後の絵が右側という構成になっております。4ページが、10年確率（10年に一回の雨が全体に降った場合）、5ページ目がハザードマップの基になる100年確率の降雨の場合で

す。滋賀県の河川整備では、流域面積の大きい河川では100年確率で川から水が溢れないようにとしています。6ページ目にはさらに大きな規模で、淀川本川で目標にしている200年確率の洪水での比較です。さらに、7ページ目には、流体力を表しています。流体力は浸水深だけではなく、家屋が押し流す力です。どういう流体力が氾濫後に生じるかを空間的に整理させていただいているものです。小さい図では色の区別が見にくいので、後ろに置いてある大きい図で見いただければと思います。

1ページ目に戻ってください。これら確率別のいろいろな計算の結果を踏まえて、それぞれの土地のリスクを表現しているものが、1ページから3ページまでの図になります。1ページは家屋流失（の年発生確率）です。要するに、溢れた水の勢いで家が流されてしまう範囲はどこであるのか、というところに着色しています。溢れた後に拡散せずに集中してしまうところに着色されていると思います。

さらに2ページ目です。家屋の水没と書いているのですが、雨が降ったときに3m以上浸水するところに着色しています。基本的には溢れた後の状況ですので、窪地になっているようなところ、あるいは盛土で囲まれているようなところでは、やはり深くなってしまいます。琵琶湖まで拡散しながら流れるところは深くなりませんので着色されていません。こういったところ（深く浸水するところ）は、避難せず屋内に居ると、家が水没し、避難が出来なくなり、人命被害の恐れが生じます。この色の濃淡が発生の確率です。濃ければ濃いほど、そういった現象が起きやすい場所であることを示しています。

さらに3ページ目です。これは床上浸水の発生確率です。床上浸水の目安は、浸水深でいうと約50cmです。50cmを越える浸水がどれくらいの確率で発生するかを表現しています。着色が濃ければ濃いほど、ここにもし家があれば、しょっちゅう床上浸水が起こってしまうということになります。この濃淡だけで表すものは見にくいのですが、後ろに置いてある絵では、10年確率よりも頻繁に床上浸水があるところについては、赤色の着色をしています。都市計画法に基づく通達では、時間雨量50mmで床上浸水が起こるようなところは、原則として市街化区域に入れませんが既にルール化されています。そういった目

安になるところは、赤く着色しています。赤く着色されているところ、ちょうど10年確率ですので、雨水渠の整備だとか、あるいは滋賀県が当面目指している河川整備は、だいたい10年確率、あるいは戦後最大を目指しておりますので、そういった整備が進んでくると、市街化区域に編入できない区域が減ってくると認識されています。

5、6ページ目をご覧いただきたいのですが、河川整備の前後を比べています。通常ですと河川整備後にはどこも着色されていない図をよくご覧いただきたいと思います。しかし、今回は、河川整備だけではなく、河川・水路から溢れた後のことを考えたまちづくり、避難勧告等々危機管理についても総合的に考えたい。そういったことの参考にもなるように、あえて河川整備の限界を超えるような洪水をマップとして表現させていただいています。河川整備の効果も見れますし、残されるリスクも見ることができます。リスクの残った箇所では、どういった避難が有効かを考えることもできます。川づくり・まちづくり・危機管理それぞれに対して有効に活用できます。河川の計画規模洪水ではなく、それを越える洪水を与えた図を作っています。各市町の担当者さん、関係部局の担当者さんに内容をチェックしていただいているところですが、まだ少し技術的に解決しないといけない部分等々あります。これは未だ暫定版ということで、このマップに基づいて河川整備、まちづくり、危機管理防災をするためのベースになるマップとして皆さんにご提供できる段階にはもう少し時間がいると思います。この中のデータについては、いくつかの市町さんで既に洪水ハザードマップに反映していただいています。また、国の動きとしては、複合的なハザードマップ、内水と外水を統合したハザードマップを作って、まちづくりに反映しようと社会資本整備審議会に提言がなされているところで、国土交通省都市・地域整備局の勉強会に昨日参加して、このシュミレーションについて説明をしてきたところです。また、最近、7月16日には佐用町台風第9号災害検証委員会が報告書（台風第9号災害実証報告書）を出しました。災害時の参集状況が良くなかったこと、あるいは市町村合併で現地をわかる職員がいなくて対応が難しかったということなど、佐用町役場の混乱した様子が報告されています。

避難勧告の出し方についても、こういう地

図があれば、家の高さや浸水深の関係を調べることで、地区別に避難勧告の基準を設定することもできます。このように、治水上の様々な場面で活用していただけるようなマップになるのではないかと考えています。このマップを基に今後、国・県・市町の皆さん・地域の皆さんと協力して、水害に対処していきたい、立ち向かっていきたいと考えているところです。

また、精度アップには各市町の皆さん・担当者の方々にご協力もいただきたいと思いますので、協力についてよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

【委員長】 今説明をしてもらいました。ただ、1ページから3ページまでのそれぞれ右下に凡例がパーセントで書いています。洪水や雨の時には、10年に一度とか確率で表現されますが、ここのパーセントの見方を解説してもらえますか。

【事務局】 少しわかりやすい事例が、先ほどご説明しました学識者部会からの提言（資料4）にあります。10ページ、11ページを見ていただきたいと思います。これは資料5の1ページから3ページの図に相当するのが、図-6から図-8になります。例えば図-6の凡例で、50.0%以下と表現されているところは、概ね2年に一回以下となります。ここに無防備に家が建てば、2年に一回流されるということを表します。10.0%以下は10年に一回です。それぞれパーセントを年確率に表したものが、括弧書きで表現させていただいていますので、こちらと対比していただくとわかりやすいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。この資料では、現況と対比しまして、河川整備後のシュミレーションをした結果が出ておりますけれども、どれを見ていただいても劇的に改修ができたという状況にはなっておりません。河川整備についてはこれまでから進めてきたのですけれども、昨今予算も右下がりになっている厳しい状況もあり、また、改修についても、土地の値段の問題あるいは周辺の家屋の状況等々から条件的に厳しいところにさしかかっているため、なかなか進まないという実態があります。ただ、初めの方に申し上げましたように、進まないから替わりに流域治水をやるということではもちろんありま

せんし、そうした整備、ハード整備についてはしっかりと進めてゆくと。今も言いましたように、予算の限界はあるんですけれども、しっかりと進めていきたいというふうにはもちろん思っております。

それに加えて、なおかつ川の外についても対策をしようというところで議論を進めている訳です。例えば今、ご紹介しましたような浸水マップ、これまで滋賀県内の大きな河川については洪水予報河川として、水防法に基づき、こういう図面を公表しなければならないとなっております。図面の公表したところにつきましては、本日お越しいただいている市町さんには、ハザードマップを整備していただいております。今お見せしております、このシミュレーション結果については、水防法に基づかずに県独自の取り組みとして進めてきたという経過がございます。ただ、一定のシミュレーション結果ですので、それぞれの地域によってということではありませんが、大変参考にはなる図面でありますので、できるだけ早く地域の皆さん・県民の皆さんには、お知らせすべきかなというふうには考えているところです。それで、先ほど事務局が申しましたように、各市町さんには、関係の方に確認作業をしていただいているところであります。

こうした図面の公表や、先ほどからご説明させていただいている基本方針など、どうようなことでも結構ですので、ご意見がありましたら、今後の議論を進めていく上で着目すべき点を踏まえて、ご指摘をいただけたらと思います。

また、本日県庁の関係課もおられますので、ご意見がありましたら、答えられるものは答えさせていただきますし、今後の議論をより充実させていくためにも、それぞれの市町さんの状況を踏まえて、ご指摘などをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【大津市】 すみません、大津市ですけれども、もう提言が出ているということなので、提言に意見というのは、ちょっといかなものかと思うので、質問だけさせていただきたいのですが、資料4の15ページのところに、人的被害を回避するために建築を規制する仕組みということで、解説の中段に、「具体的な規制を行うにあたって、滋賀県が条例を制定し独自に規制を行うことも考えられるが、地先の安全度に基づいて建築を規制すべき区域

は、建築基準法第39条に基づく災害危険区域制度の対象となる区域で」と書いてあるのですが、一つには建築基準法第39条は、基本的に条例を制定するという規定だったと思いますので、ここで県が条例を制定するということを除外することになっているのはどういうことかということと、あともう一つ、人的被害を回避するためにということに限ったことではないと思いますが、5月の学識者部会の提言が出た時の新聞記事によりますと、滋賀県さんで独自の条例的なものを規制手段として考えているということが取りざたされていたのですが、基本方針の中に盛り込んでいくという話なのかもしれませんが、現時点で、例えば地先の安全度に関する情報について、条例などに位置付けるとか、そういうことを考えておられるかということについてお聞かせいただきたいと思います。

【事務局】 説明させていただきます。今、県で考えておりますのは、県条例の中に最低限命を守るためにどうしても規制しないといけない内容について書くという一つのスタイルと、もう一つは基本条例のようなスタイルで、知事が例えばマップを公表しないといけない等、基本的な指針に近いようなものと両方ミックスしたものを想定しています。また、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定は、都道府県知事でも、市町村長でも出来るということなので、例えばこのリスクマップについて、今のところ、滋賀県が氾濫源全体の情報を持っているので、これに基づく指定を県条例ですることはあり得るだろうと考えています。同じように、都市計画法に基づく通達についても、時間雨量50mm以上で原則市街化しないことになってはいますが、これについても同様の対応で条例の中に盛り込むことを考えています。これらの通達を軸として条例化するという部分と、県としてなすべき内容についても、しっかりと条例の中に書き込んでいくということを想定しています。まだ、具体的に調整が出来ているわけではありませんので、こういったところを関係各課、あるいは市町の皆さんとも具体的な役割分担の中で相談しながら、調整させていただきたいと思っています。

【大津市】 どうもありがとうございます。

【守山市】 守山市でございますが、基本的

なことをお尋ねしたいのですが、流域治水基本方針の素案と思いますが、説明いただいたところですが、今日の朝日新聞を見てみると、国土交通省でのいわゆる治水見直し策、これが提言されていると書かれてたんですけども、この国土交通省の次のステップというか、これについて県の方から何か御異論があるような記事になっておるようにくみ取れるんですが、この辺りの見解についてお教え下さい。

【委員長】 河港課長、お願いします。

【河港課】 朝日新聞の記事に、ダムの個別の検証の話で、意見ということでまとめるということがございました。流域治水の話もございましたように、施設だけの安全度だけではなく、県民が住んでおられる地先の安全度を当然しっかり考えた上で、今回の中間案で考えていただきたいというお話です。また、当然ダムの検証をかけるわけですが、撤退となった時に、その後の地域プランなどいろいろございますので、そういうもののルールを織り込まないといけない、河川改修なども出てきますので、そういうものを担保するようなものがないと、当然各地域地域の治水がうまくいかないということで、ご意見を出させていただいたということです。具体的には、9月くらいにまとめられますし、それに基づいて滋賀県ですと、県直営の北川ダム、国ですと大戸川ダム、それから水資源開発機構さんですと丹生ダムでございます。そういうようなところで、個別検証に従って十分な議論がされていきますので、市町さんもそうでしょうか、県も関わりながら流域治水等々、ダムも含めて治水事業を進めていくことを考えていきたいな、というところがございます。

【事務局】 流域治水の立場からも何点か意見を言わせていただきました。中間取りまとめ(案)には代替案として流域対策を併せて考えと書いてあります。中間取りまとめ(案)では、流域対策は川ごとに考えることになっています。二線堤等の連続盛土を考える場合に、一つの川だけに着目して連続盛土を並行して設置すると、その川からの氾濫は大丈夫かも知れないけれども、隣の川から氾濫すると逆に浸水深が深くなってしまう場合があります。反対側から見れば、あるいは内水が

ら溜まってしまうという場合です。流域対策を考える時には、一つの川からの氾濫だけ考えても、なかなかいい案が浮かびませんということ意見を中で言わせていただいています。

あと、決められた外力で代替案を比較するという事になっているのですが、例えば、草津川は天井川を掘り込み河川化しました。溢れる洪水が来た場合にでも、築堤河川のままで溢れてしまうと、家の上から水が降ってくるような氾濫をしてしまい、かなり危険ですが、草津川のように掘り込み河川にすると、溢れた後にも比較的安全な状態になります。溢れた後のことも考えて、代替案比較した方がいいのではないかと、県として意見を言わせていただいているところです。

ただ、今回の流域治水の検討にそういった意見が整合するのか、関係あるのかといった点については、この流域治水よりもむしろ、河川整備がいかなる段階であっても、限界を超えた場合にはまちづくりと危機管理で対応して命を守らないといけないという立場ですから、(流域治水の)基本的な考え方は変わりません。河川整備の代替案がダムから河川改修に代わったところで、それを越えた洪水で命を亡くさないという立場です。流域治水としても、川の中の治水安全度をできるだけ上げていただきたいという立場です。それを越えるものに対してはどう守っていくかというところが基本的な考え方ですので、(中間取りまとめ(案)に対する意見と流域治水とは)直接関係していないと認識しています。

【委員長】 他にいかがでしょうか。国交省さんの中間取りまとめに関する話が出ましたが、如何でしょうか。せっかくの機会ですので、議論いただければと思います。どうぞ遠慮なくご発言いただけましたら結構です。

時間の関係もございまして、最後の方で時間も少しとれると思いますので、次の基本方針策定に向けたスケジュールの説明をお願い致します。

【事務局】 資料6をお願いいたします。一枚ものですが、基本方針策定等のスケジュール案でございます。横軸に時間軸を取りまして、縦軸には基本方針策定に係りまます組織を並べています。一番上には、県議会、そして、先ほどもお話しさせてもらいましたが、水政対策本部の中に推進部会を設置して

おります。これは県庁の中の組織ということでございます。そして、それとは別に流域治水検討委員会、本行政部会ですとか、住民会議、学識者部会といった組織を設置しているところです。21年度までにつきましては、先ほども経過等々で説明させていただきましたので、割愛をさせていただきます。22年5月24日には一番下、学識者部会の提言をいただいたところです。また、行政部会につきましては、6月30日に第7回のワーキングを開催いたしましたして、本日、第3回目の委員会を開催させていただいております。

ここでは、基本方針の素案という言い方で表記させてもらっております。この素案について、この部会の中で、ご議論を進めていただいて、ある程度まとまりましたら、成果として、提言案という形にまでレベルアップしていきたいと思っております。また、ある程度の段階で、推進部会でもその原案を提示させていただいて、議論を進めたいと思っております。この原案につきましては、住民会議、あるいは学識者の方たちの意見もお聞きしまして、意見を反映させていただき、基本方針の原案を推進部会の中で決定したいと思っております。この原案につきましては、本部員会議で報告させていただき、常任委員会でも報告させていただこうと思っております。この原案が整いましたら、パブリックコメントを行い、基本方針の中に取り込みまして、また、この段階でも市町の皆さん、学識者の方にも意見を確認させていただき、最終的には基本方針として本部員会議の中で決定をさせていただきたいと考えているところです。簡単ですが、このようなスケジュールで進めて参りたいと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。本日は8月になる訳ですがけれども、先ほどもありましたように、今後ワーキングの中で、基本方針の案の中の細かい点の修正やブラッシュアップ等々の作業については、進めさせていただきたいと思っております。最終的には県庁内の組織での決定ということにはなりますけれども、そこに至るまでには十分な意見交換をさせていただいた上で、案をとりまとめていきたいというところです。出来れば、パブリックコメントを経て、まとめていきたいなというところです。実態としましては、今いくつかの場所でやってもらっているのですが、『水害に強い地域づくり協議会』、そうしたと

ころを現実の施策に見合った計画を進めるという作業手順になると思いますので、この部会とは別のものになりますけれども、より地先に応じた実効あるものにしていくといった手続きになるのかなと思っております。先ほどの説明の中で、バイブルになるようなという説明もございましたが、いろいろなことを踏まえてこういう方向でいこうと、早い時期にまとめていく方がいいのかなと思っておりますので、一緒に作り上げていきたいと思っております。スケジュール的なことについて、あるいはそれに関する手続き的なことについて、何かご意見等ございましたら、いかがでしょうか。

【大津市】 大津市でございます。このスケジュールの話の中で、行政部会のところで6月に基本方針素案の提示ということになっているのですが、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、スケジュール表でいうところの基本方針の素案の提示というのは今日この参考資料1をもって提示をしたという位置付けになるのでしょうか。

【事務局】 参考資料1が、基本方針素案でございます。

【委員長】 6月のワーキングで同じものを提示したということですね。今、ご指摘の点は、部会なのかワーキングなのかということでしょうか。

【大津市】 指摘したことなんですけれども、先ほど委員長からご意見ありますかと問われて、この基本方針の素案というものについては、意見を言わせていただかなかったのですが、一つには参考資料で提示されているということで、今回の議論の中心には据えられていないという勝手な思いこみをしたものですから。そういうことからしますと、今回このような提示で、ご意見を求められたのであれば、大津市としては、意見を保留させていただきたいと、意見がないわけではございませんということで、ご理解いただければと思っております。

【委員長】 ただいまご指摘のところ、本日意見をいただかなかったからといって、意見がないとは思っておりませんし、これからワーキングでということですか。

【事務局】 すみません。実は、学識者部会の内容を加味したものを素案だと考えておりました。次のワーキングの段階で素案を出して、意見を聞くということにしております。まだ平成21年3月のままですので、それに加味した形で、内容を充実させたものを素案として反映したいと思っております。大津市さんの意見としては、既に前の段階でもいただいております。新たに学識者の意見を踏まえた素案を出して、再度、皆さんに意見をいただくという手続きを、まずワーキングを開いて行いたいと思っております。

【大津市】 それはそれで結構なんですけれども、それを踏まえてワーキングに出して、それが素案ですというお話であれば構いませんし、今回参考資料で出されてるからには、案として提示するものではなくて、素案の前段階ということで、参考までに見ておいてくださいというものであれば見させていただくということです。

【委員長】 今、取り扱いについての意見をいただきましたが、ご理解を願いたいと思います。あと、いかがでしょうか。

そうしましたら、あと一つの議題、その他というところで、資料は冒頭の紹介でもありましたように、用意されているようですので、説明をお願いできますか。

【河港課】 河港課企画防災担当の藤田です。参考資料3-2としまして、ちょっとお願いしたいところがございます。資料3-2は佐用豪雨に関しましての新聞記事でございます。佐用豪雨につきましては、ちょうど一年前の平成21年8月に発生しました、台風第9号に伴いまして、佐用町の住民の方が被害にあわれ、そのご遺族の方が、町の避難勧告の遅れが被害拡大を招いたとしまして、佐用町に対し損害賠償請求の訴訟を起こされたという記事でございます。避難勧告発令を巡っての訴訟は全国で初めてで、裁判の行方について見守っていきたくて考えておりますが、本県におきましてもこのような不幸な事件が起こらないよう、市町をはじめとしまして各関係機関との確実な情報伝達の確保、またシステムの確実な運用に努めていきたいと考えているところがございます。つきましては、今一度、本日ご参加いただいております各機関の皆さまにおきましても、避難勧告等の確実な運用を

確認いただき、管理に努めていただきたいと思いますと考えております。

それと資料を一つ戻っていただきまして、参考資料3-1について、避難勧告等の発令の目安となります、出水に関する情報提供についてご説明させていただきたいと思っております。

洪水に対する注意喚起や、円滑な避難等に資する情報提供を行うために、県内の主要河川において、洪水予報を実施しております。洪水予報河川では、河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、気象庁と共同しまして、水位や流量を示した洪水の予報を行っているところです。資料に模式図を示しておりますが、指定河川の洪水予報の標題につきましては、はん濫注意情報、添え字で2と書いてありますが、はん濫注意情報、それと、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、2、3、4といった、それに、はん濫発生情報の四つがありまして、それぞれ、河川名を付して、川はん濫注意情報、××川はん濫警戒情報、というように発表しているところです。はん濫注意情報、2と書いてあるものが、いわゆる気象庁の予警報で言いますと洪水注意報に相当しまして、はん濫警戒情報、ならびに、はん濫危険情報、はん濫発生情報が、それぞれ洪水警報に相当するものでございます。はん濫注意情報は、市町の長が発令されます避難準備情報の目安となるので、はん濫警戒情報は同じく避難勧告等の発令の目安とされるものです。はん濫警戒情報につきましては、概ね3時間先にははん濫危険水位に達し、はん濫危険情報が出される時点を予測し、予報を行っているところがございます。また、はん濫危険情報がでた時点では、決壊等の可能性が極めて高いということから、住民の避難が完了していることを想定しているものでございます。

また、洪水予報を行わない主要な河川につきましては、裏面のほうになりますけれども、市町の長が避難勧告発令の目安とされます、3のところですが、避難判断水位、特別警戒水位で、その水位への到達情報の収集を行う水位周知河川と指定して、その情報を発しているところがございます。

洪水予報や水位情報につきましては、雨量情報、あるいは土砂災害警戒情報等を含めて、滋賀県土木災害情報システムにより、国や県機関、市町等へリアルタイムに伝達して、水防活動等に利用されている他、携帯メールのしらしが、しらせる滋賀情報サービスの略で

ありますが、しらしがやNHK等の地上デジタルのデータ情報などからも、情報を発信しているところです。また、滋賀県土木防災情報システムにつきましては、インターネット版もございまして、住民の方にも同様の情報が閲覧できるようになっております。同システムは、昨年度に改修を行いまして、それまでファックスと電話で伝達しておりました洪水予報等の情報を、リアルタイムでお伝えできるようにし、結果として、市町の長が避難勧告等を発令するための準備期間に余裕を確保した他、種々の情報が一般の方にも見やすくなるようにしているところでございます。

このようなことから、職員の方はもちろん、住民の方にも、広く周知、活用していただけるようお願い申し上げます。以上でございます。

【委員長】 あと、資料4とかもういいですか。

【事務局】 資料4の新聞記事につきまして、紹介させていただきます。本日の行政部会で、滋賀県の流域治水、川の中の対策に加えて川の外の対策を講じていくということで、委員の皆さまにはご議論いただいているわけですが、この記事については、最後の方ですが、京都府においても川の外の対策を検討していきたいと書かれております。ゲリラ豪雨などが頻繁に発生しておりまして、川の中だけの対策だけではやっていけない、川の外の対策についても、学校や公園の雨水貯留対策等々についても検討していこう、という記事でございます。

先ほどもお話がありました、兵庫県の佐用だけでなく、近年は想像を超えるゲリラ豪雨が各地で発生しております。その対策については、各自治体の緊急の課題となっております。滋賀県の取組が先進的な取組として、全国モデルとなりますよう、市町や関係機関の皆様とともに取り組んでいきたいと思っております。みなさまのご理解とご協力のほどを、よろしくお願ひしたいと考えております。

【委員長】 いくつか、紹介がありました。河川管理者の責任、また、そうした情報を受けていただく市町の住民の方々、また、情報を出していくということについて、水防の洪水予報の資料の説明にもありましたが、シビ

アになってきております。ただし、情報自体は、インターネットや、県のホームページですぐに見られるようになっており、かなり充実してきているところで、お互い油断のないようにしていかなければと思っているところです。

時間も過ぎているところですので、今日傍聴に来ていただいている方、ご意見等ございましたらご発言をと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

本日の中身については、説明や資料提供をさせていただく時間が多かったので、実質の議論はワーキングを通じてさせていただき、必要な機会に、この部会を開催させていただきたいと思っております。事務局はいろいろご指摘の点を踏まえて、今後の進め方に反映をしてください。それでは、私の役目はこれで終えまして、事務局へ進行をお返しします。

【事務局】 事務局から補足させていただきます。佐用豪雨の新聞記事にありますように、この概要については、避難勧告の遅れが一つ指摘されているのと、もう一つは既に浸水が始まっているのに屋外避難を前提とした避難勧告をしたという、この二点について訴訟が起きているという実態があります。今回、各圏域の水害に強い地域づくり協議会の中で、地区別の避難判断基準の検討を、河港課と流域治水政策室で協力させていただいております。例えば、どんな洪水でも二階避難で済むじゃないかという場所をちゃんと調べておく。そうすると、いつのタイミングでこの地域は屋外避難をしないといけないとか、あるいはここは屋内避難の対象であるということをおある程度知ることができます。これらを一緒に考えさせていただこうとしています。こういった不幸なことが起こらないように、いろいろお手伝いさせていただくということも、この流域治水の取組の一つとしてやっております。各関係市町の皆さんと、こういったところでも一緒に協力してやっていきたいと思っております。情報提供として補足させていただきました。

3 開会

【事務局】 それでは、これをもちまして、第3回滋賀県流域治水検討委員会(行政部会)を終了させていただきます。お忙しいところご苦勞様でございました。